

# お知らせ

イベント情報や各種講習会、教室のお知らせや、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問合せ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL974-3111  
FAX973-9819

## 子育て

### 子育てに悩んだら・・・

#### 児童家庭課（家庭児童相談室）

☎973-4983

「子育て教育相談（カウンセリング）」の相談指導業務を行っています。

【とき】毎月第4月曜日

午後1時～5時まで

【ところ】与那城庁舎（偶数月）

石川保健センター（奇数月）

※先着4人となっております。

子育てに関する相談に臨床心理士が対応します。相談は無料ですが、事前に電話予約が必要です。

※都合により変更になる時もありますのでお出かけ前にご確認ください。

## パパとママの教育講座

### 児童家庭課

☎973-4983

子育てに興味・関心を持ち熱意のある方を対象に、臨床心理士・小児科医を招き、家庭・地域の子育て力を高め、子育て不安や児童虐待の抑制につなげることを目的とした講座です。

【とき】

11月27日～12月25日毎週月曜日  
午前10時～12時（全5回）

【ところ】市役所本庁 3階  
第一会議室

【受講資格】

0歳～5歳までの子育てをしている市内在住の親

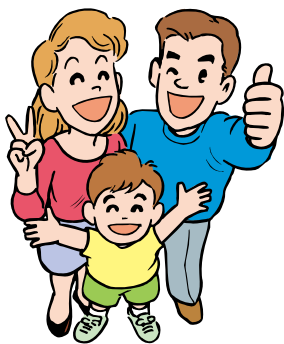
※全日程参加可能な方

【受講料】無料

【定員】15人～20人

【申込方法】11月13日（月）～25日（金）

※電話申込可（定員に達し次第締め切ります）



## 11月は児童虐待防止推進月間 早く気づいて相談を!!

### 児童家庭課（家庭児童相談室）

☎973-4983

### 「しつけ」と虐待になが違うの？

親がしつけだと思っても、その行為が子どもの心身を傷つけるものであれば虐待であると言いうことです。親の言い分ではなく、子どもがどのように感じ、受け止めているかによって判断されるものです。虐待をしている親自身も悩みを持ち、援助を求めていることが少なくありません。子育てで苦しいときには、一人で悩まないで：相談していくことで、お父さん、お母さんも子どもも楽になる解決方法をみつけて行きましょう。

### 【しつけの場合】

- ・子どもは自分の意見や考えをいうことができます。
- ・親は他人からの助言や社会的な規範を受け入れます。
- ・「きちんとしなさい」が口ぐせです。

### 【虐待の場合】

- ・子どもは自分の意見や考えをいうことができません。
- ・親は他人からの助言を聞こうとしません。
- ・「親の言うことを聞け」が口ぐせです。

大切なことは、子どもの視点・立場で考えることです。また、虐待はこの家庭でも起こりうることです。虐待のサインをキャッチすることは、子どもの安全を守ると同時に悩みを抱える親への支援となります。

### 虐待かも!?と感じたら・・・

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければなりません。（児童福祉法第25条）

※通告義務は国民一般に課せられた義務です。

電話など口頭でも差し支えありません。もしや虐待では…と感じたら福祉事務所または児童相談所に相談（通告）しましょう。（相談者・通告者のプライバシーは守られます。）

#### 児童家庭課（家庭児童相談室）

☎973-4983

#### 沖縄県コザ児童相談所

☎937-0859

#### 子ども虐待ホットライン

☎886-2900

